

## 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

就労訓練事業所として市の認定を受けた事業所での就労訓練となります。



### 就労訓練事業とは・・・

自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れていただき、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）か、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、利用者の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

（生活困窮者自立支援法による認定事務は地域福祉課が所管しています。）